

## 社会福祉法の見直しに向けた検討状況について

令和7年11月4日（火）  
厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

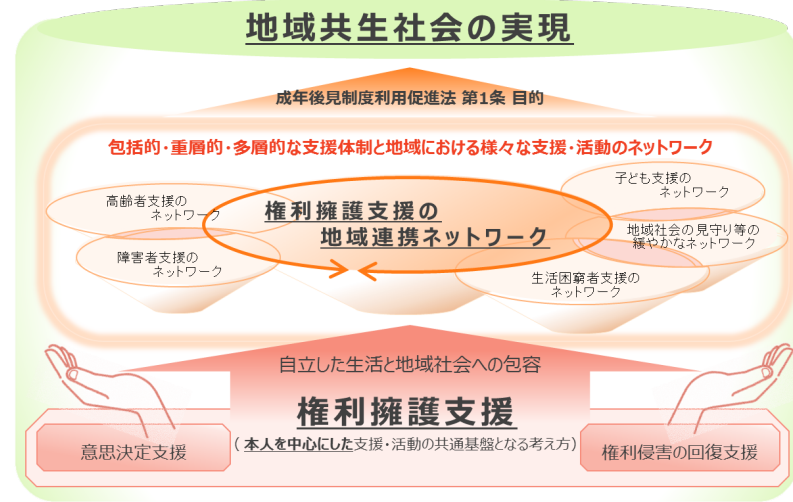
- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
  - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
  - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
  - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
  - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
  - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

# 1 地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

## 1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
  - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
  - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
  - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
  - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
  - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
    - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
  - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
  - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
  - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
  - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

## 2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
  - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

## 3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

## 4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

## 5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

### (1) 新たな事業について (1 / 5)

#### 現状・課題

- 現行の日常生活自立支援事業(以下「日自事業」という。)は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業である。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価されている。
- 日自事業の実利用者数は近年5万6千人程度で横ばいとなっており、一部の社協では待機者(※)も見受けられる状況である。  
(※)令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査(全社協)によれば、①「利用希望の相談を受けているが、社協の都合により、利用希望の相談を受けてから1か月以上初回面接に至っていないケース」があると回答した社協は12.3%、②「初回面接を行ったが、社協の都合により、初回面談を行ってから2か月以上契約に至っていないケース」があると回答した社協は12.5%であった。
- また、日自事業を支える専門員や生活支援員の充足状況に課題を感じている社協(※)も見受けられる状況である。  
(※)前述の全社協調査によれば、専門員の充足状況について「ニーズに対して不十分である」と回答した社協は37.3%、生活支援員の充足状況について「ニーズに対して不十分である」と回答した社協は49.4%であった。
- 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめ(※)では、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日自事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業(以下「新事業」という。)を法に位置づける必要があるとされているが、新事業の検討に当たっては、日自事業の実施体制等についても勘案する必要がある。

## 2 社会保障審議会福祉部会における検討

### (1) 新たな事業について (2 / 5)

出典：第29回 社会保障審議会福祉部会(9.8) 資料(一部改変)

(※)地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ(令和7年5月28日) (抜粋)

#### 2. 身寄りのない高齢者等への対応

##### (2)身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

###### 【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。
  - 民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
  - 新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。

#### 3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

##### (1)新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

###### 【対応の方向性】

- このため、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、以下について対応を進めるべきである。
  - 身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支える支援策(日常的な金銭管理等の生活支援や社会生活上の福祉行政としての意思決定支援など)について、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた上で、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ(再掲)、全国で基軸となる事業として実施する体制を構築する必要がある。

## 2 社会保障審議会福祉部会における検討

### (1) 新たな事業について (3 / 5)

出典：第29回 社会保障審議会福祉部会(9.8) 資料(一部改変)

#### 論点

○ 現行の日自事業の実施体制等や、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめの内容を踏まえ、新たな事業に関し、以下の点についてどのように考えるか。

#### 【1. 趣旨】

○ 新たな事業の趣旨は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う
- ・ 資力が十分でなくても支援の必要性があり、これらの者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業(以下「無低事業」という。)とする

#### 【2. 対象者】

○ 新たな事業の対象者は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
- ※ なお、身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることはできないのではないか

#### 【3. 無低事業の要件】

○ 新たな事業の無低事業の要件は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられないか

### (1) 新たな事業について (4 / 5)

#### 【4. 事業内容】

- 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な者や身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することとしてはどうか。
- 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。
  - <事業内容の例>
    - ・定期連絡等の定期的な見守り
    - ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
    - ・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
    - ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり
- 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。
  - <事業内容の例>
    - ・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
    - ・緊急連絡先の提供
    - ・入院費用の支払代行
- 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。
  - <事業内容の例>
    - ・葬儀(火葬)・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
    - ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
    - ・公共料金の収受機関等への連絡
- 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない
- 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

## 2 社会保障審議会福祉部会における検討

### (1) 新たな事業について (5 / 5)

出典：第29回 社会保障審議会福祉部会(9.8) 資料(一部改変)

#### 【5. 契約締結】

##### ○ 新たな事業の契約締結は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

#### 【6. 利用料】

##### ○ 新たな事業の利用料は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
- ・ 利用料については、各地の最低賃金や新事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定

#### 【7. 実施主体】

##### ○ 新たな事業の実施主体は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 事業の実施主体に制限は設けない

#### 【8. チェック体制】

##### ○ 新たな事業のチェック体制は、以下のとおりとしてはどうか。

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

#### <実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の日常生活自立支援事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

### (2) 中核機関の位置付け等について (1 / 5)

#### 現状・課題①

#### ◆中核機関の整備の現状とその課題への対応

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）では、国に「成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する」ことを求めている、中核機関の位置付け等について検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。

これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を整備済みである市町村は、1,187市町村(約68.2%)に留まり（令和6年4月1日現在）、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157市町村（約9%）についてはいまだ整備予定が未定となっている。

また、中核機関には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。

#### ◆成年後見制度の見直しを踏まえた対応

第二期計画では、成年後見制度について「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき」等と指摘しており、この内容等を踏まえ、令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われ、本年6月に「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。

同中間試案では、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討する」とされている。

### (2) 中核機関の位置付け等について (2 / 5)

#### 現状・課題②

##### ○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和7年3月)

本年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」が取りまとめられた。

同報告書では、「成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある」旨の指摘がされている。

##### ○ 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ(令和7年5月)

本年5月、『「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ』において、以下の事項について法令上の規定の整備を検討すべきである旨の取りまとめがされた。

- ・ 市町村は、①権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務、②協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う業務、を実施するよう努めることが必要である。
- ・ 上記①②の業務及び家庭裁判所からの意見照会への対応を実施する機関として、市町村は「中核機関」を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報扱う観点から、「中核機関」の職員に守秘義務を課すことが必要である。
- ・ 市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報扱う観点から、会議体の構成員に守秘義務を課すことが必要である。

##### ○ 規制改革実施計画(令和7年6月)

本年6月に公表された「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)では、中核機関の名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、中核機関の位置付けや名称について法改正を含めて検討し、令和7年度に結論を出し、結論を得次第、所要の措置を講ずべきとの方針が示された。

### (2) 中核機関の位置付け等について (3 / 5)

#### 論点①

○ 中核機関の整備状況等や政府内でなされた閣議決定等を踏まえ、以下とすることについてどのように考えるか。

#### 【市町村における業務の整理・明確化】

- ① (今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、)市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う(注1・2)。

(注1)個別の事案に応じた様々な対応が考えられるが、家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支える権利擁護支援チームの形成を図ることに繋がるケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に関わる有意な情報も保有していない場合にはその旨を回答すれば足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとすることを想定している。

(注2)現行法制上、家事事件手続法(平成23年法律第52号)等の規定に基づき、家庭裁判所は必要に応じて市町村に対し事実の調査を行うことが可能であることに鑑みると、今後、家庭裁判所と市町村・中核機関の間でやり取りが生じる蓋然性は高いとも考えられる。

- ② 成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、市町村は、以下の㊦㊧に掲げる各業務を実施するよう努める。

- ㊦ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務(注3)
- ㊧ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う業務(会議体の運営等)

(注3)業務㊦は、第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能(「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」)を念頭に置いたものである。

### (2) 中核機関の位置付け等について (4 / 5)

#### 論点②

#### 【中核機関の位置付け等】

- ③ 家庭裁判所からの意見照会への対応(前記①)、及び前記②㊦・①の各業務を実施する機関として、市町村は、「権利擁護支援推進センター」(注4～6)を設置することができる(個人情報扱うため、同センターの職員には守秘義務を課す。)。

(注4)中核機関の名称は、地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめを踏まえた提案である。

(注5)市町村は「権利擁護支援推進センター」を委託して設置することもできるほか、広域単位での設置も可能である。

(注6)単独で「権利擁護支援推進センター」を整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする。

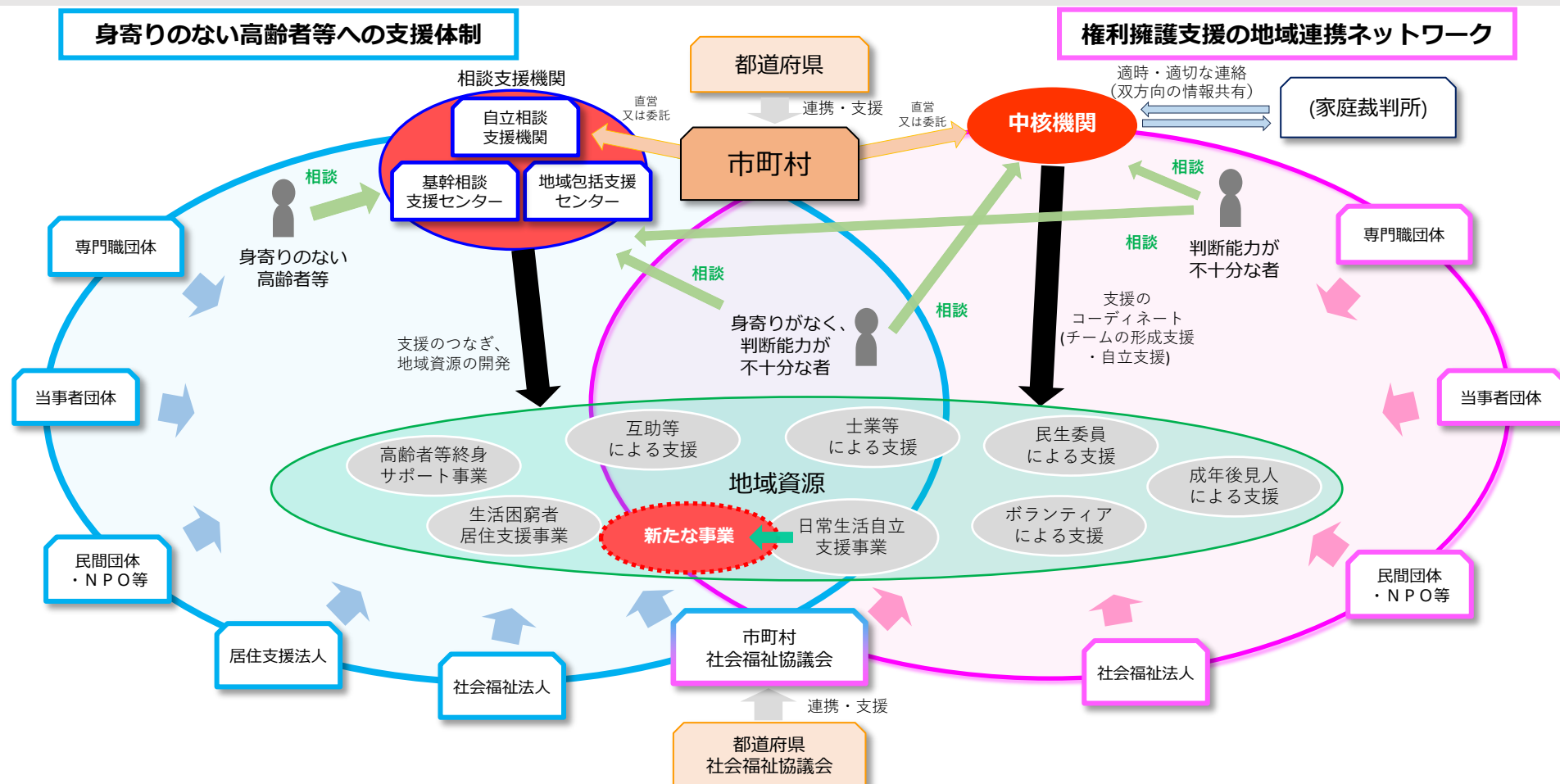
- ④ 加えて、市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等(注7)を行うための会議体を設置することができる(個人情報扱うため、同会議体の構成員には守秘義務を課す。)。

(注7)地域の実情等に応じ、個別事案に関する支援方針の検討のみならず、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関における協力・連携強化のための方策等を取り扱うこととすることも可能である。



### （3）市町村単位での支援体制のイメージ

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



# 参 考 資 料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 日常生活自立支援事業の概要

○ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



## 1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会  
※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託可  
【令和6年度末の実施体制】

| 基幹的社会福祉協議会等の設置数 | 専門員数   | 生活支援員数  |
|-----------------|--------|---------|
| 1,634か所         | 4,292人 | 15,401人 |

## 2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和6年度末の実利用者数と内訳】

|          | 認知症高齢者等          | 知的障害者等           | 精神障害者等           | その他            | 計                 |
|----------|------------------|------------------|------------------|----------------|-------------------|
| 実利用者数(人) | 20,444人<br>36.1% | 14,833人<br>26.2% | 18,451人<br>32.6% | 2,953人<br>5.2% | 56,681人<br>100.0% |

## 3. 援助の内容

### 福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

### 日常的な金銭管理サービス

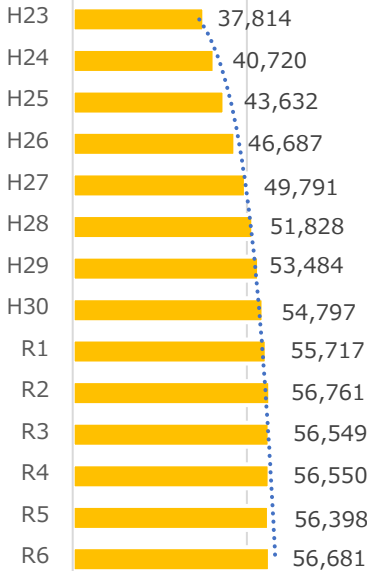
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

### 書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書 ② 預貯金の通帳 ③ 権利証 ④ 契約書類 ⑤ 保険証書
  - ⑥ 実印・銀行印 ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)

定期的な訪問による生活変化の察知  
《見守り》

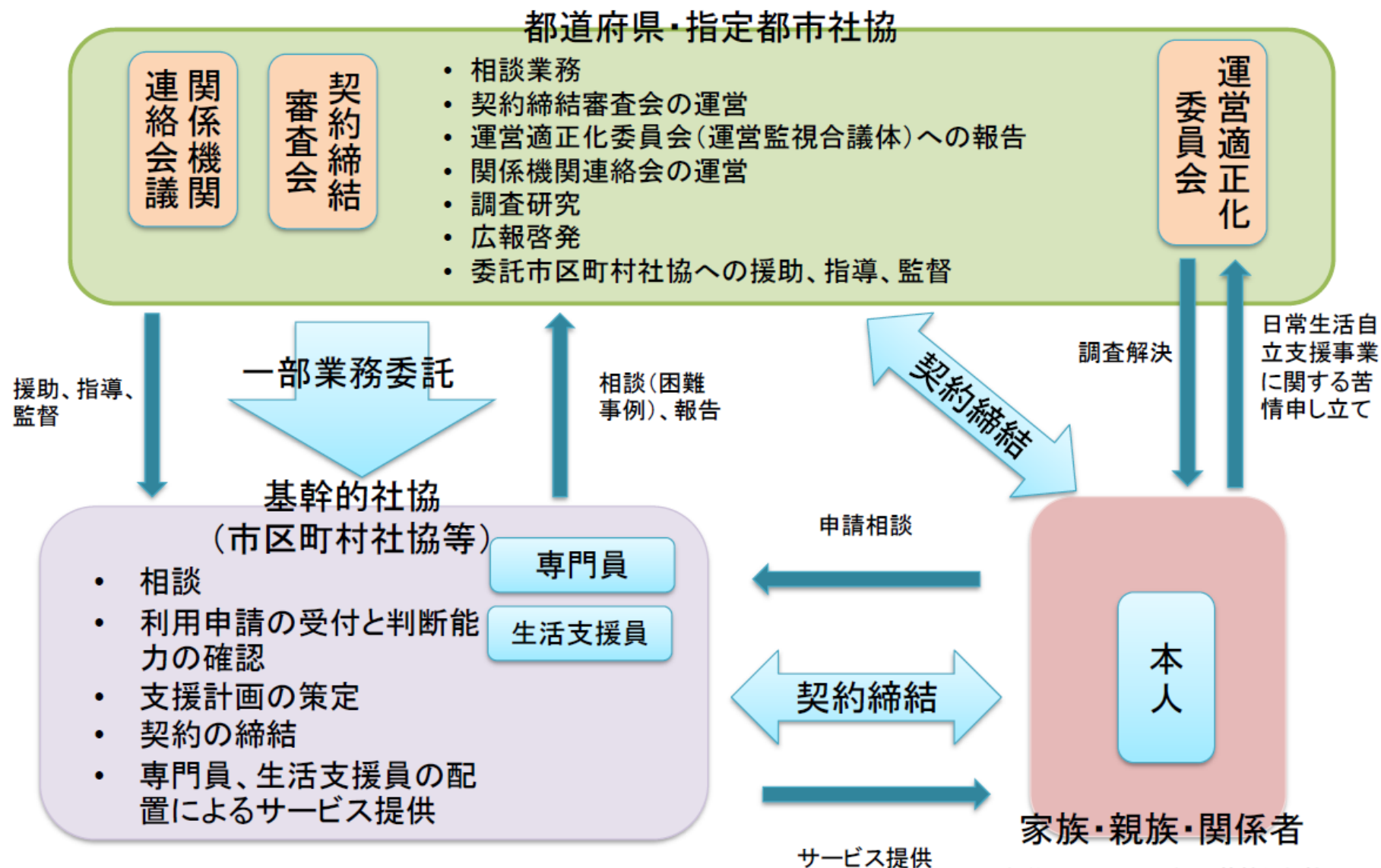
## 4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)



# 日常生活自立支援事業の仕組み



【出所】「日常生活自立支援事業推進マニュアル」(全社協)

※契約については、本人-基幹的社協の2者契約の場合と都道府県社協を含めた3者契約の場合がある。

# 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2（略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 ～ 十一（略）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三（略）

（住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等）

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（調査）

第七十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

（許可の取消し等）

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条、第六十八条の三若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を経営する者（次章において「社会福祉事業の経営者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

# 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮）

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

（都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等）

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）

第八十二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

（運営適正化委員会）

第八十三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

（運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等）

第八十四条 運営適正化委員会は、第八十一条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

（運営適正化委員会から都道府県知事への通知）

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

## 第十三章 罰則

第一百六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つたとき。
- 二 第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社会福祉事業を経営したとき。
- 三 第七十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する制限若しくは停止の命令に違反したとき又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営したとき。

# 「中核機関（※）」の整備状況（令和6年4月1日時点）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

## 【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

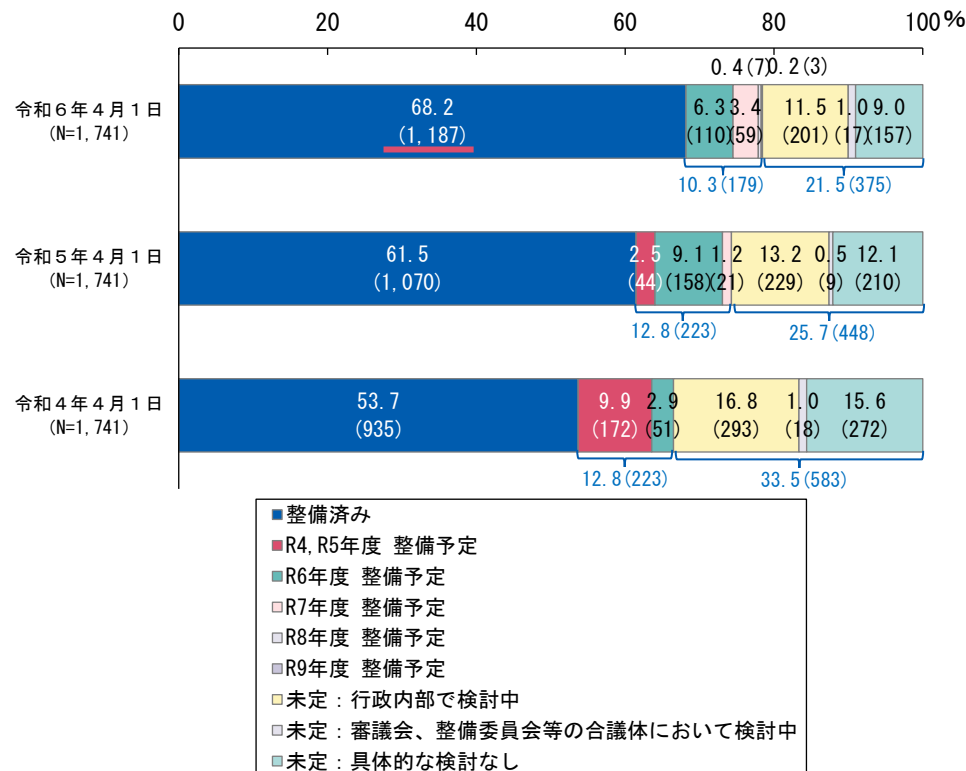
調査時点：令和6年4月1日

### 中核機関の整備状況

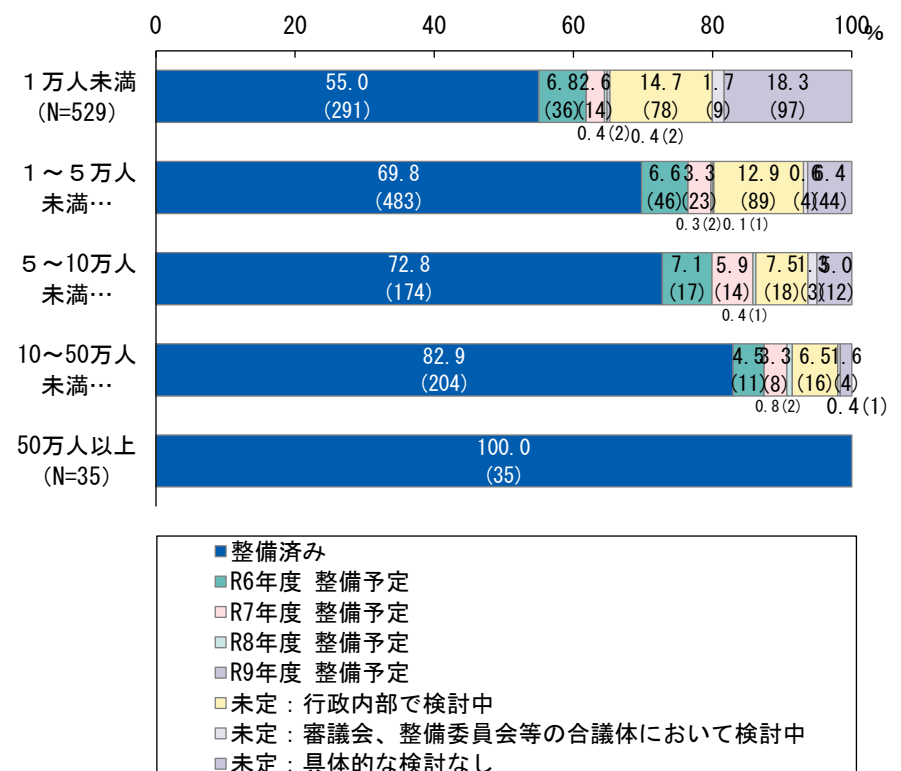
<整備済（R6.4時点）：1,187市町村（68.2%）⇒ 整備済+R9年度までに整備予定あり：1,366市町村（78.5%）>

【令和6年度末KPI：1,741市町村】

#### ●中核機関の整備状況、整備（予定）時期＜全体＞

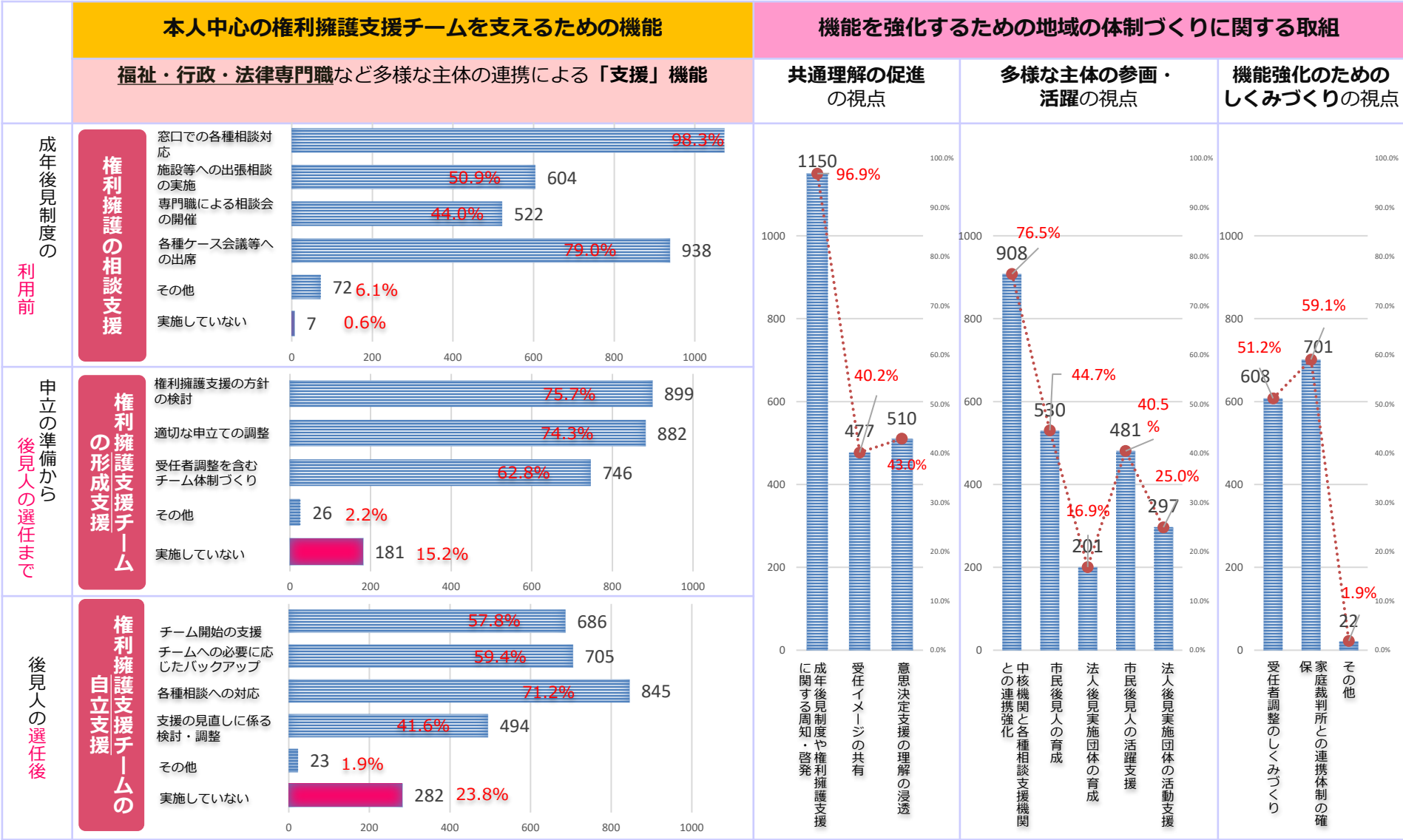


#### ●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期＜自治体規模別＞



# 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況

○ 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関設置自治体の1,187。



# 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」

～福祉・行政等の多様な主体の連携による個別支援と、家庭裁判所による制度の運用・監督～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

|                |                                 | 「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                                 | 福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 権利擁護支援を行う3つの場面 | 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）     | <b>①「権利擁護の相談支援」機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</li> <li>・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明</li> <li>・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査</li> <li>・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ</li> </ul>                                                                                                                                           | <b>①「制度利用の案内」の機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）</li> </ul>                                                                                        |
|                | 成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで） | <b>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづけていく機能。</li> <li>・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討</li> <li>・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む）</li> <li>・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）</li> </ul>                                                                  | <b>②「適切な選任形態の判断」の機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任</li> </ul>                                                                                                     |
|                | 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）     | <b>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</li> <li>・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認）</li> </ul> <p>＜チームによる支援の開始後、必要に応じて＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応</li> <li>・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）</li> </ul> | <b>③「適切な後見事務の確保」の機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言</li> <li>・ 必要に応じた指導や指示、監督処分</li> <li>・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し</li> </ul> |

# 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組

## ～地域連携ネットワークの関係者における機能強化に向けた取組～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「**共通理解の促進**」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「**多様な主体の参画・活躍**」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「**機能強化のためのしくみづくり**」の視点

|                |                                                                               | 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組<br>(全国各地で共通して実施することが望ましいもの)                                                                     |                                                                                                                                   |                                                                                                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |                                                                               | ア「 <b>共通理解の促進</b> 」の視点                                                                                                           | イ「 <b>多様な主体の参画・活躍</b> 」の視点                                                                                                        | ウ「 <b>機能強化のためのしくみづくり</b> 」の視点                                                                                                         |
| 権利擁護支援を行う3つの場面 | 権利擁護支援の検討に関する場面<br>(成年後見制度の利用前)<br>【機能】<br>①権利擁護の相談支援<br>①制度利用の案内             | <ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）</li> <li>権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</li> <li>中核機関と各相談支援機関との連携強化</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各相談支援機関等の連携のしくみづくり</li> <li>成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</li> <li>成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</li> </ul>  |
|                | 成年後見制度の開始までの場面<br>(申立の準備から後見人の選任まで)<br>【機能】<br>②権利擁護支援チームの形成支援<br>②適切な選任形態の判断 | <ul style="list-style-type: none"> <li>選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成</li> <li>専門職団体による専門職後見人の育成</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</li> <li>市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築</li> </ul> |
|                | 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）<br>【機能】<br>③権利擁護支援チームの自立支援<br>③適正な後見事務の確保         | <ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援</li> <li>制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築</li> <li>家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</li> </ul>                          |

令和8年度概算要求額 9.6億円（7.0億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ● 中核機関立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

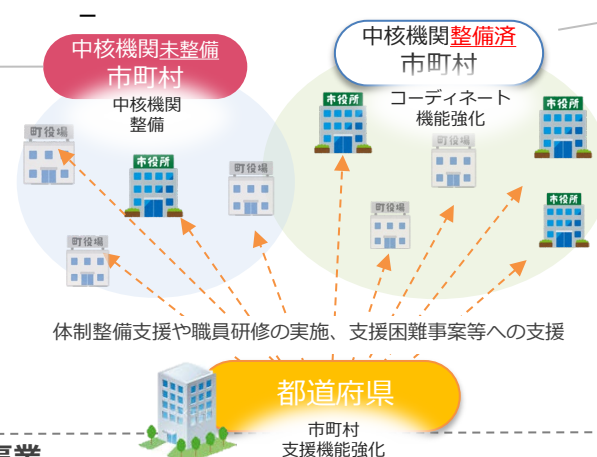
〈実施主体〉市町村（委託可）

〈基準額〉600千円

〈補助率〉1/2

（中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村）

－ 事業の実施・関係性のイメージ



### ○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）

〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2

- 【加算】
- ① 調整体制の強化
  - ② 受任者調整の仕組み化  
対応困難事案の支援円滑化
  - ③ 広域連携の実施
  - ④ **【新】意思決定支援の確保を図る取組**

### ● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。（協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県）

〈実施主体〉都道府県（委託可）

〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）

2：10,000千円

3：5,000千円

〈補助率〉1/2

- 1：【必須】
- ① 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
  - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】

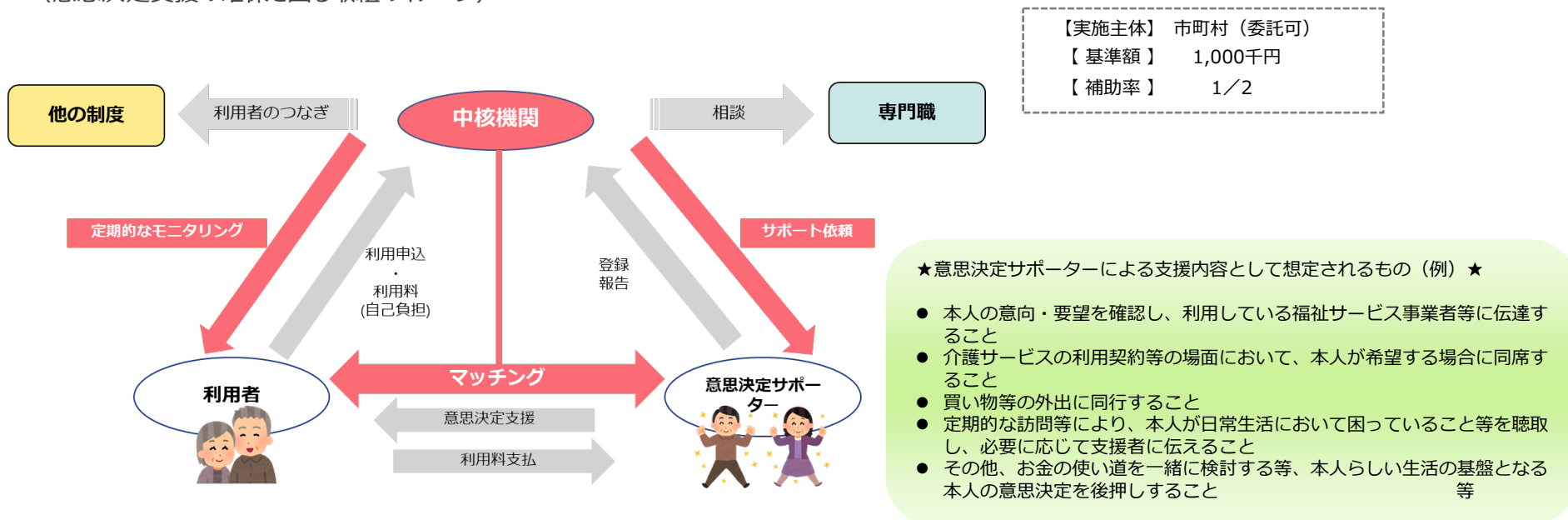
- ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
- ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

- 2：法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- 3：**【新】虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組**

## (参考) 意思決定支援の確保を図る取組 (中核機関コーディネート機能強化事業)

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など**社会生活における意思決定支援の確保**は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、**本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的**であるとされている。
  - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定サポーターによる支援を受けられるよう、**中核機関が、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進**を図る。本人が、**福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待**できる。
  - なお、本人と意思決定サポーターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定サポーターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン (R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ))とされている。

(意思決定支援の確保を図る取組のイメージ)



令和8年度概算要求額 1.4 億円（0.9 億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用**した効果的な**支援の実施**を進める。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（委託可）

＜基準額＞ ①意思決定支援研修の実施 1,000千円  
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

＜補助率＞ 1/2



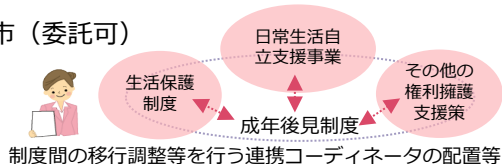
### ○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

＜実施主体＞ 都道府県、指定都市（委託可）

＜基準額＞ 5,000千円

＜補助率＞ 1/2



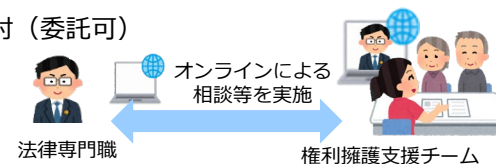
### ○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（委託可）

＜基準額＞ 300千円

＜補助率＞ 1/2



令和8年度概算要求額 46億円（38億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようにする（※）とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。  
※福祉サービス利用援助事業
- 加えて、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組の促進も図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

### （1）日常生活自立支援事業

#### ①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

#### ②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

#### ③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

### （2）身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組【加算】

- 身寄りがないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

＜実施主体＞ 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

＜基準額＞【1】利用者数に応じて算定 【2】〔1の加算〕①・②のいずれか実施：3,000千円（※）、①・②両方実施：6,000千円（※）

＜補助率＞ 1/2 ＜負担割合＞ 国1/2、都道府県・指定都市1/2

※委託先の取組に応じ加算